

別表第二（第5条、第6条、第15条及び第18条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

資産の部

I 固定資産

A 電気通信事業固定資産

(1) 有形固定資産

1	機械設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
2	空中線設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
3	通信衛星設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
4	端末設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
5	市内線路設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
6	市外線路設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
7	土木設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
8	海底線設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
9	建物	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
10	構築物	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××

11	機械及び装置	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
12	車両及び船舶	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
13	工具、器具及び備品	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
14	休止設備	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
15	土地		×××
16	リース資産	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
17	建設仮勘定		<u>×××</u>
	有形固定資産合計		×××
(2)	無形固定資産		
1	海底線使用权		×××
2	衛星使用权		×××
3	施設使用权		×××
4	ソフトウェア		×××
5	のれん		×××
6	特許権		×××
7	借地権		×××
8	リース資産		×××
9	その他の無形固定資産		<u>×××</u>
	無形固定資産合計		<u>×××</u>
	電気通信事業固定資産合計		×××
B	(何)業固定資産		
(1)	有形固定資産		
1	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	<u>×××</u>
	有形固定資産合計		×××
(2)	無形固定資産		
1		<u>×××</u>
	無形固定資産合計		<u>×××</u>
	(何)業固定資産合計		×××

C 投資その他の資産		
1	投資有価証券	×××
2	親会社株式	×××
3	関係会社株式	×××
4	その他の関係会社投資	×××
5	出資金	×××
6	関係会社出資金	×××
7	長期貸付金	×××
8	社内長期貸付金	×××
9	関係会社長期貸付金	×××
10	長期前払費用	×××
11	繰延税金資産	×××
12	その他の投資及びその他の資産	×××
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××
	投資その他の資産合計	<u>×××</u>
	固定資産合計	×××
II 流動資産		
1	現金及び預金	×××
2	受取手形	×××
3	売掛金	×××
4	未収入金	×××
5	リース債権	×××
6	リース投資資産	×××
7	有価証券	×××
8	親会社株式	×××
9	貯蔵品	×××
10	前渡金	×××
11	前払費用	×××
12	その他の流動資産	×××
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××
	流動資産合計	<u>×××</u>
III 繰延資産		
1	創立費	×××
2	開業費	×××

3	株式交付費	×××	
4	社債発行費等	×××	
5	開発費	<u>×××</u>	
	繰延資産合計		<u>×××</u>
	資産合計		<u>×××</u>
負債の部			
I 固定負債			
1	社債	×××	
2	長期借入金	×××	
3	関係会社長期借入金	×××	
4	リース債務	×××	
5	繰延税金負債	×××	
6	退職給付引当金	×××	
7	(何) 引当金	×××	
8	資産除去債務	×××	
9	その他の固定負債	<u>×××</u>	
	固定負債合計		×××
II 流動負債			
1	1年以内に期限到来の固定負債	×××	
2	1年以内に期限到来の関係会社長期借入金	×××	
3	支払手形	×××	
4	買掛金	×××	
5	短期借入金	×××	
6	リース債務	×××	
7	未払金	×××	
8	未払費用	×××	
9	未払法人税等	×××	
10	前受金	×××	
11	預り金	×××	
12	従業員預り金	×××	
13	前受収益	×××	
14	(何) 引当金	×××	
15	資産除去債務	×××	
16	その他の流動負債	<u>×××</u>	

流動負債合計		<u>×××</u>
負債合計		<u>×××</u>
純資産の部		
I 株主資本		
1 資本金	×××	
2 新株式申込証拠金	×××	
3 資本剰余金		
(a) 資本準備金	×××	
(b) その他資本剰余金	<u>×××</u>	
資本剰余金合計	×××	
4 利益剰余金		
(a) 利益準備金	×××	
(b) その他利益剰余金		
(何) 積立金 (又は (何) 準備金)	×××	
繰越利益剰余金	<u>×××</u>	
利益剰余金合計	×××	
5 自己株式 (借方)	×××	
6 自己株式申込証拠金	<u>×××</u>	
株主資本合計		×××
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金	×××	
2 繰延ヘッジ損益	×××	
3 土地再評価差額金	<u>×××</u>	
評価・換算差額等合計		×××
III 株式引受権		×××
IV 新株予約権		×××
純資産合計		<u>×××</u>
負債・純資産合計		<u>×××</u>

(記載上の注意)

- 1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何) 業固定資産」は、「ドメイン名関連事業固定資産」及び「(何) 業固定資産」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る固定資産は「ドメイン名関連事業固定資産」にのみ表示することとする。
- 2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業固定資産」に属する資産は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。

- 3 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 4 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。
- 5 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 6 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。
- 7 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 8 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 9 有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
- 10 無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
- 11 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 12 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 13 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
- 14 投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債に属する資産

又は負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

- 15 「その他の無形固定資産」、「その他の投資及びその他の資産」又は「その他の流動資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。
- 16 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において、「資産の総額」とあるのは、「負債及び純資産の合計額」と読み替えるものとする。
- 17 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2

損 益 計 算 書

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

I 電気通信事業営業損益

(1) 営業収益

1 xxx xxx

(2) 営業費用

1 営業費 xxx

2 運用費 xxx

3 施設保全費 xxx

4 共通費 xxx

5 管理費 xxx

6 試験研究費 xxx

7 研究費償却 xxx

8 減価償却費 xxx

9 固定資産除却費 xxx

10 通信設備使用料 xxx

11 租税公課 xxx xxx

電気通信事業営業利益 xxx

(又は電気通信事業営業損失)

II (何) 業営業損益

(1) 営業収益

1 xxx xxx

(2) 営業費用

1 xxx xxx

(何) 業営業利益 xxx

(又は(何)業営業損失)

営業利益 (又は営業損失) xxx

III 営業外収益

1 受取利息 xxx

2 有価証券利息 xxx

3 受取配当金 xxx

4 有価証券売却益 xxx

5	雑収入	<u>×××</u>	×××
IV	営業外費用		
1	支払利息	×××	
2	社債利息	×××	
3	社債発行費等償却	×××	
4	株式交付費償却	×××	
5	創立費償却	×××	
6	開業費償却	×××	
7	開発費償却	×××	
8	有価証券売却損	×××	
9	有価証券評価損	×××	
10	雑支出	<u>×××</u>	<u>×××</u>
	経常利益（又は経常損失）		×××
V	特別利益		
1	固定資産売却益	×××	
2	負ののれん発生益	×××	
3	<u>×××</u>	×××
VI	特別損失		
1	固定資産売却損	×××	
2	減損損失	×××	
3	臨時損失	×××	
4	固定資産除却損	×××	
5	<u>×××</u>	<u>×××</u>
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
	法人税、住民税及び事業税		×××
	法人税等調整額		<u>×××</u>
	当期純利益（又は当期純損失）		×××

(記載上の注意)

- 1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何) 業営業損益」は、「ドメイン名関連事業営業損益」及び「(何) 業営業損益」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る収益又は費用は「ドメイン名関連事業営業損益」にのみ表示することとする。
- 2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業営業損益」に属する収益又は費用は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。
- 3 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を

省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。

- 4 電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生原因が電気通信事業に該当するものに限る。
- 5 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 6 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもの一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 7 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。
- 8 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。
- 9 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。
- 10 第3号及び第4号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 11 第5号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。
- 12 第6号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。
- 13 第7号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 14 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。
- 15 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3

株主資本等変動計算書

事業者名 _____

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等					株式 引受権	新株 予約権	純資 産計	
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	自己 株式 申込 証拠 金	株主 資本 合計	その他 証券 評価 差額 金	繰延 ヘッジ 損益	土 地 再 評 価 差 額 金				評価・ 換算 差額 合計
			資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利益 準備 金	その他利益 剰余金 ×× 積立金	繰 越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計										
当期首残高																			
当期変動額																			
新株の発行																			
剰余金の配当																			
当期純利益																			
自己株式の処分																			
.....																			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)																			
当期変動額合計																			
当期末残高																			

(記載上の注意)

- この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

- 2 株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとに記載すること。変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 当期首残高は、遡及適用又は誤謬^{ごびやう}の訂正をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。
- 8 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 9 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 10 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び第7号又は第8号に準ずる事項を付記すること。
- 11 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第 4

個 別 注 記 表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 会計方針の変更に関する注記
- 4 表示方法の変更に関する注記
- 5 会計上の見積りに関する注記
- 6 会計上の見積りの変更に関する注記
- 7 誤謬^{ごびやう}の訂正に関する注記
- 8 貸借対照表に関する注記
- 9 損益計算書に関する注記
- 10 株主資本等変動計算書に関する注記
- 11 税効果会計に関する注記
- 12 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 13 金融商品に関する注記
- 14 賃貸等不動産に関する注記
- 15 持分法損益等に関する注記
- 16 関連当事者との取引に関する注記
- 17 1株当たり情報に関する注記
- 18 重要な後発事象に関する注記
- 19 連結配当規制適用会社に関する注記
- 20 資産除去債務に関する注記
- 21 収益認識に関する注記
- 22 その他の注記

(記載上の注意)

- 1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
 - (1) 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、6、8、9及び11から19までに掲げる事項
 - (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、6、15及び19に掲げる事項
 - (3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外

の株式会社の個別注記表 15に掲げる事項

- (4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5、6及び8から19までに掲げる事項
- 2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）
 - (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。
 - (1) 当該会計方針の変更の内容
 - (2) 当該会計方針の変更の理由

- (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）
- ア 計算書類の主な項目に対する影響額
- イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- 6 表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該表示方法の変更の内容
- (2) 当該表示方法の変更の理由
- 7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- (2) 当該事業年度に係る計算書類の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 8 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該会計上の見積りの変更の内容
- (2) 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

- 9 誤謬^{ごびゅう}の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬^{ごびゅう}（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬^{ごびゅう}の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該誤謬^{ごびゅう}の内容
 - (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 10 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - ア 資産が担保に供されていること。
 - イ アの資産の内容及びその金額
 - ウ 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡^そ求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
 - (5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
 - (6) 当該株式会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額
 - (7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあっては、アに掲げる事項）
 - ア 当該法令の条項
 - イ 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
 - (8) 第8条の規定により控除した額
 - (9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金

額

- (10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
 - (11) 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。
 - (12) 前号の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。
- 11 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
 - (2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
 - ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類、場所の概要。またその他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
 - イ 減損損失を認識するに至った経緯
 - ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
 - エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
 - オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
- 12 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - (3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項

- ア 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - イ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- (4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- (5) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- 13 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - (2) 繰延税金負債
- 14 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
 - ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額
 - イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
 - ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
 - (2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件の電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
- 15 金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 金融商品の状況に関する事項

(2) 金融商品の時価等に関する事項

16 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

17 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）を除外することができる。

(1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

(2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

18 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第19号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

ア その名称

イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合

ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア その氏名

イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議

決権の数の割合

- (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
 - (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 19 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 - (3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
- 20 1株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 1株当たりの純資産額
 - (2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (3) 株式会社当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨
- 21 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
- 22 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。
- 23 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - ア 当該資産除去債務の概要
 - イ 当該資産除去債務の金額の算定方法
 - ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
 - エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内

内容及び影響額

(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務

ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ウ 当該資産除去債務の概要

24 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が4に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

25 その他の注記は、3から24までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

(記載上の注意)

- 1 有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及び繰延資産の種類別に記載すること。なお、繰延税金資産については「期首残高」、「期末残高」及び「差引期末残高」以外の記載を要しない。
- 2 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、「期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 3 期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引期末残高」の欄に記載すること。
- 4 固定資産の減価償却の方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合はその記載を省略することができる。
- 5 繰延資産の処理方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合はその記載を省略することができる。
- 6 合併、事業の譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があつた場合又は同一の種類のものについて資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少があつた場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものを除く。)は、その事由を摘要欄に記載すること。
- 7 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由、年月日、再評価差額に関する会計処理の方法を摘要欄に記載すること。
- 8 第8条の規定により控除した額は、摘要欄に記載すること。
- 9 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨を注記すること。
- 10 有形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における有形固定資産の総額の100分の5以下である場合には、有形固定資産に係る記載中「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨を注記すること。
- 11 前号の規定は、無形固定資産に準用する。

- 12 「資産の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 13 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第6

関係会社投資明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

株	銘柄	期首残高		当期増減額		期末残高			摘要
		株式数	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	取得額	貸借対照表計上額	
式									
	計								
出 資 金	関係会社名	期首残高		当期増減額		期末残高			摘要
	計								

(記載上の注意)

- 1 関係会社投資について記載すること。
- 2 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合は、その記載を省略することができる。
- 3 「当期増減額」の欄は、当期増加額と当期減少額に区分して記載することができる。
- 4 銘柄又は種類ごとの当期増減額が、期首の資産の総額の100分の1を超えるときは、その事由を摘要欄に記載すること。
- 5 関係会社出資金については、出資金額の重要なものについて、出資の条件を摘要欄に記載すること。
- 6 子会社（会社法第2条第3号に規定する会社をいう。以下同じ。）に対する出資については、その旨を摘要欄に記載すること。
- 7 子会社により所有される事業者の株式の数を株式又は出資金の摘要欄に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
- 8 前2号の規定は、関連会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）について準用する。

- 9 重要でない投資については、一括して記載することができる。
- 10 「株式」及び「出資金」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 11 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第7

有 価 証 券 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

株 式	銘 柄	株 式 数	貸借対照表計上額	摘 要
	計			
債 券	銘 柄	券 面 総 額	貸借対照表計上額	摘 要
	計			
そ の 他	種類及び銘柄	投 資 口 数 等	貸借対照表計上額	摘 要
	計			

(記載上の注意)

- 1 投資有価証券及び流動資産に属する有価証券で貸借対照表に計上されているもの（事業者の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）について記載すること。
- 2 流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。以下同じ。）及びその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）に区分して記載すること。
- 3 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。
- 4 貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、貸借対照表に注記されている場合は、その

記載を省略することができる。

- 5 種類又は銘柄ごとの有価証券の貸借対照表計上額が、事業者の資本金額（株主資本の合計額が、資本金額に満たない場合にはその合計額。以下この号において同じ。）の100分の1以下である場合には、当該合計額を「その他」として一括してそれぞれの銘柄又は種類及び銘柄欄に記載することができる。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の1を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄（貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。）について記載すること。
- 6 「その他」として一括して記載した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、「その他」として一括して記載した債券については、社債、国債、地方債等に大別した銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、「その他」として一括して記載したその他のものについては、証券投資信託の受託証券、出資証券等に大別した銘柄の総数及び貸借対照表計上額を当該各欄に記載すること。
- 7 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」並びに国債及び地方債の銘柄は、「何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債については、その旨を付記すること。
- 8 「株式」、「債券」及び「その他」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 9 有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。
- 10 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第 8

社 債 明 細 表

事業者名 _____
 _____ 年 月 日から
 _____ 年 月 日まで

(単位 円)

銘柄	発行年月日	発行総額	期首残高	当期増減額	期末残高	発行価格	利率	担保	償還期限	摘要
計										

(記載上の注意)

- 1 事業者の発行又は承継した社債（当該事業年度中に償還済みとなったものを含む。以下同じ。）について記載すること。
- 2 銘柄は、「第何回物上担保付何号社債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債についてはその旨を付記すること。
- 3 発行価格は、券面100円についての価格を記載すること。
- 4 「担保」の欄には、担保付社債及び無担保社債の別を記載すること。
- 5 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価格、株式の発行価額、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の行使期間、新株予約権付与の割合及び会社法第236条第1項第3号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を摘要欄に記載すること。
- 6 社債と同時に募集し、かつ、同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価格、株式の発行価額、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の行使期間、新株予約権付与の割合に関する事項を摘要欄に記載すること。
- 7 減債基金付社債については、その内容を摘要欄に記載すること。
- 8 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建てによる金額を付記し、その旨を摘要欄に記載すること。
- 9 期末残高のうち1年以内に償還を予定されるものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載し、その旨を摘要欄に記載すること。

- 10 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。
- 11 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第9

借入金等明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

長期借入金	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	計					
短期借入金	借入先	期首残高	当期増減額		期末残高	摘要
	1年以内に期限到来の長期借入金					
	計					
リース債務 (1年以内に期限到来のものを除く。)		期首残高		期末残高		摘要
	計					
1年以内に期限到来のリース債務		期首残高		期末残高		摘要
	計					
その他有利子負債	種類	期首残高		期末残高		摘要
	計					

(記載上の注意)

- 1 長期借入金 (貸借対照表において流動負債として掲げられているもの並び

に關係会社長期借入金及び1年以内に期限到来の關係会社長期借入金を含む。以下この様式において同じ。)、短期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの(社債を除く。以下この様式において「その他有利子負債」という。)について記載すること。

- 2 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を摘要欄に記載すること。
- 3 仕入債務からの振替、債務の免除等による特殊な理由による重要な増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を摘要欄に記載すること。
- 4 貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に整理された長期借入金については、長期借入金の「期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載し、その旨を摘要欄に記載すること。
- 5 主要な借入先以外のものは、一括して記載することができる。
- 6 「その他有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 7 長期借入金(1年以内に期限到来のものを除く。)、1年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金(1年以内に期限到来の長期借入金を除く。)、リース債務(1年以内に期限到来のものを除く。)、1年以内に期限到来のリース債務及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については、注記することを要しない。なお、リース債務について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。
- 8 長期借入金(1年以内に期限到来のものを除く。)、リース債務(1年以内に期限到来のものを除く。)及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。
- 9 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に期限到来のものを除く。)については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。
- 10 「長期借入金」、「短期借入金」、「リース債務」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 11 当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース債務及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。
- 12 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第 10

引 当 金 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高	摘 要
			目的使用	そ の 他		

(記載上の注意)

- 1 科目欄には、貸借対照表に掲げられている各引当金の科目名を記載すること。
- 2 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金等の設定目的である支出又は事実の発生があつたことによる取崩額を記載すること。
- 3 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を摘要欄に記載すること。
- 4 引当金の計上の理由及び金額の算定方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合はその記載を省略することができる。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 11

資産除去債務明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高

(記載上の注意)

- 1 貸借対照表に計上されている期首及び期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
- 2 本明細表に記載すべき事項が個別注記表に記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。
- 3 当該事業年度期首及び当該事業年度末における資産除去債務の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12

電気通信事業営業費用明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	金 額	摘 要
人 件 費		
経 費		
材 料 ・ 部 品 費		
消 耗 品 費		
借 料 ・ 損 料		
保 險 料		
光 熱 水 道 料		
修 繕 費		
旅 費 交 通 費		
通 信 運 搬 費		
広 告 宣 伝 費		
交 際 費		
厚 生 費		
作 業 委 託 費		
雑 費		
業 務 委 託 費		
海 底 線 支 払 費		
衛 星 支 払 費		
回 線 使 用 料		
貸 倒 損 失		
小 計		

研 究 費 償 却		
減 価 償 却 費		
固 定 資 産 除 却 費		
通 信 設 備 使 用 料		
租 税 公 課		
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「区分」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

雑 費								
業務委託費								
海底線支払費								
衛星支払費								
回線使用料								
貸倒損失								
小 計								
研究費償却								
減価償却費								
固定資産除却費								
通信設備使用料								
租 税 公 課								
合 計								

(記載上の注意)

- 1 固定資産の建設に要した当期の人件費について費用計上を行わずに、建設仮勘定等の資産に直接整理している場合は、その額を摘要欄に記載すること。
- 2 退職給付金として当期に支出した額を摘要欄に記載すること。
- 3 「区分」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 4 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第 14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役 務 の 種 類	営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の 電 気 通 信 役 務				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。
- 2 第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営 業 費

窓 口 契約申込等件数比

料 金 料金請求件数比

販 売 販売件数比

そ の 他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運 用 費 加入数比又は取扱量比

施 設 保 全 費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共 通 費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比

管 理 費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比

試 験 研 究 費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比

市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比

3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記2の基準に準じて算定すること。

4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 15

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役 務 の 種 類			営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音 声 伝 送 役 務	基 本 料			
			市 内 ・ 市 外 通 信			
			公 衆 電 話			
			そ の 他			
			小 計			
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務		F T T H ア ク セ ス サ ー ビ ス			
			専 用 役 務			
			そ の 他			
			小 計			
	小 計					
指定電気通信役務以外の電気通信役務						
合 計						

(記載上の注意)

1 第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営 業 費

窓 口 契約申込等件数比

料 金 料金請求件数比

販 売 販売件数比

そ の 他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運 用 費 加入数比又は取扱量比

施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比

市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 16

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要	
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話				
		その他				
		小 計				
	データ伝送	携帯電話				
		その他				
		小 計				
	小 計					
	移動電気通信役務以外の電気通信役務					
	合 計					

(記載上の注意)

1 第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によつて各種類の役務に配賦すること。

(2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営 業 費

窓 口 契約申込等件数比

料 金 料金請求件数比

販 売 販売件数比

その他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運 用 費 加入数比又は取扱量比

施設保全費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共 通 費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比

管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び 共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価 額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式 において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租 税 公 課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

(3) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれ
ぞれの種類に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比

市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯
域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロピッ
トを1回線として換算する。）又は取扱量比

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略し
た様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 17

附 帯 事 業 損 益 明 細 表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

区 分	営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
(何)業				
計				

(記載上の注意)

- 1 電気通信事業以外の事業について、損益計算書上「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」等の科目を用いて一括して記載した場合は、その内訳について、各事業の性格を示す適当な名称を付して記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第 18

その他重要事項明細表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

区 分		金 額	摘 要
取締役、会計参与、監査役又は執行役に支払った報酬額	取 締 役		
	会 計 参 与		
	監 査 役		
	執 行 役		
	計		
区 分	氏 名	兼務会社名及び役職名	摘 要
取締役、監査役又は執行役の重要な兼職の状況	取 締 役		
	監 査 役		
	執 行 役		
区 分	摘 要		
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載を補足する重要な事項			

(記載上の注意)

- 次に掲げる事項については、会社法第435条第2項の規定に基づき作成する附属明細書には記載を要しない。なお、第17条の規定に基づき提出する附属明細書には会社法第435条第2項に規定する事業報告に記載した該当事項を記載すること。

- (1) 当該事業年度に係る取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあつては、当該会社役員ごとの報酬等の額及びその他の会社役員報酬等の総額）
 - (2) 当該事業年度に係る当該事業者の取締役、監査役又は執行役の重要な兼職の状況
- 2 「区分」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
 - 3 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。